

武蔵村山市 一般廃棄物処理基本計画 (概要版)

(平成 30 年度～平成 39 年度)



平成 30 年 1 月

武蔵村山市

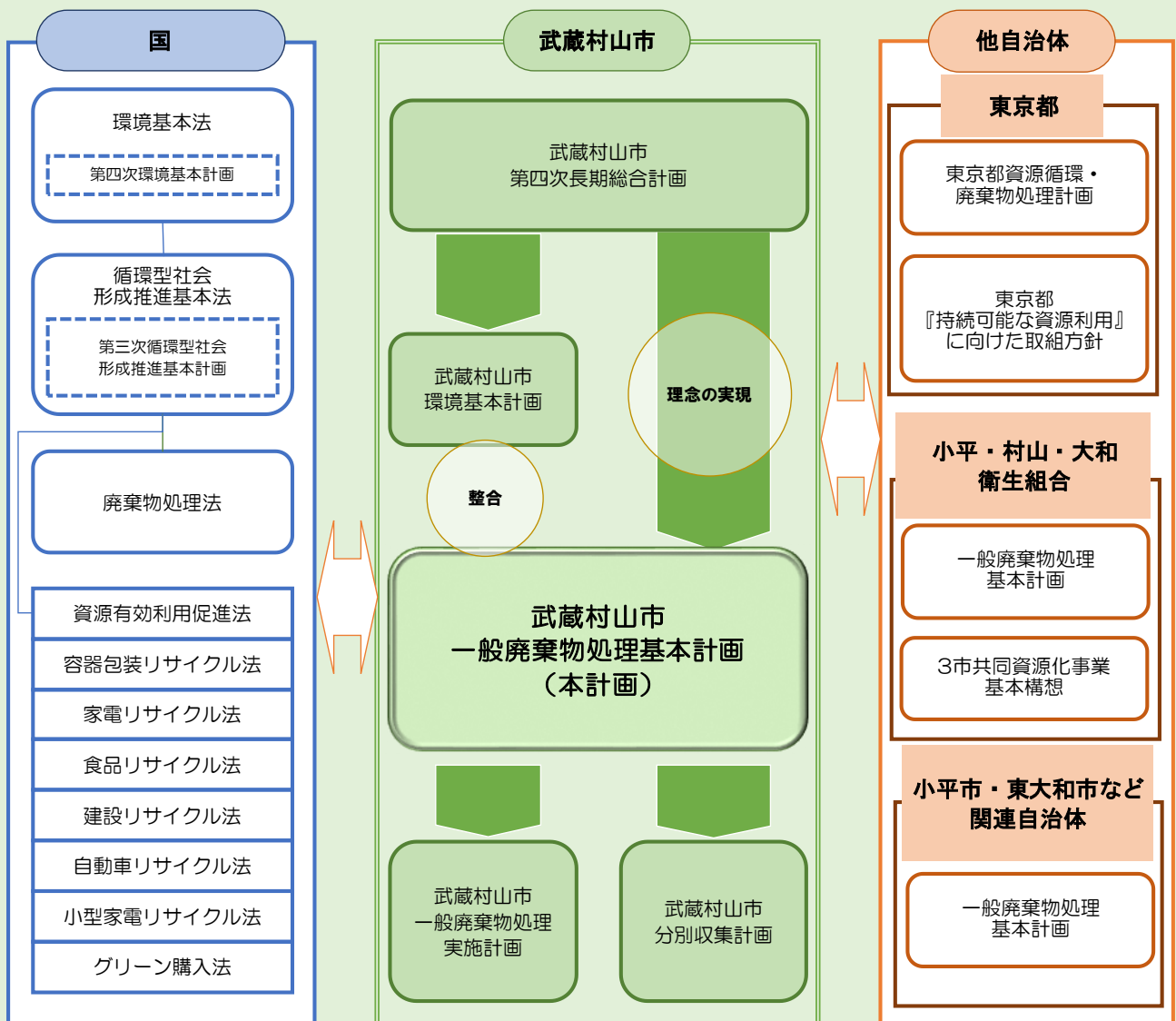
計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、計画の基本理念を定め、数値目標を設定し、目標達成のための具体的施策、計画の推進について定めるものです。

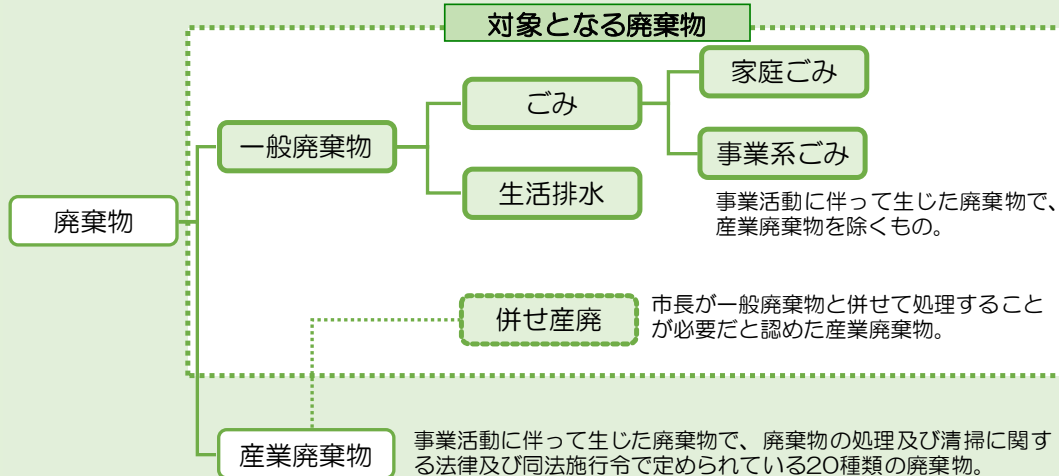
本計画では、廃棄物処理の現状と課題を明らかにし、循環型社会形成の推進に向けた取組の総合的・長期的な方向性を示し、市民、事業者及び市が協働で取り組むごみの減量・資源化の適正処理の実現を目的としています。

計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」といいます。)第6条第1項では、市区町村が一般廃棄物処理計画を定めることを義務付けており、本計画は同法施行規則第1条の3に定める基本計画に該当する法定計画です。



対象となる廃棄物



計画期間と目標年度

平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間とし、目標年度を平成 39 年度とします。なお、5 年目に当たる平成 34 年度に進捗を評価し、計画を見直します。

平成30年度

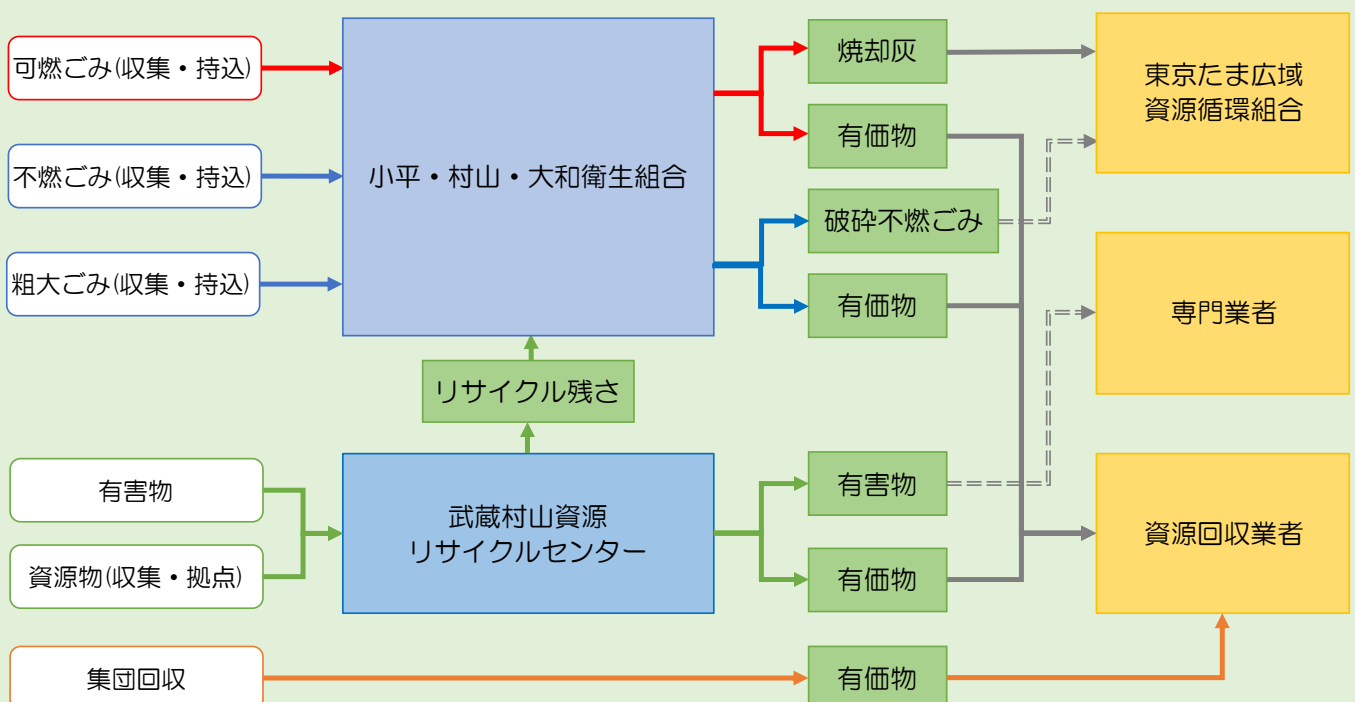
平成34年度

平成39年度



ごみ・資源の処理フロー

現状のごみ・資源の処理フローは、次のとおりです。なお、本計画では、「燃やせるごみ」を「可燃ごみ」、「燃やせないごみ」を「不燃ごみ」と統一して表記しています。



前計画の目標値の達成状況

前計画では、基本理念「循環型社会形成の推進」の進捗を測るため7つの指標を設定し、数値目標を定めています。目標値と平成28年度の実績値を比較すると、最終処分量(不燃ごみ埋立量)は達成していますが、他の指標は未達成です。

	指標	単位	平成29年度 目標値	平成28年度 実績値	達成率	達成状況
発生抑制 目標	1 排出物原単位	g/人日	735	775	94.8%	未達成
	2 収集ごみ量原単位	g/人日	645	666	96.8%	未達成
	3 持込ごみ量	t	2,000	2,273	88.0%	未達成
資源化 目標	4 リサイクル率 (エコセメントを除く)	%	29.0	25.3	87.2%	未達成
	5 リサイクル率 (エコセメントを含む)	%	39.0	34.3	87.9%	未達成
最終処分量 削減目標	6 最終処分量 (循環組合への搬入量)	t	1,700	1,836	92.6%	未達成
	7 最終処分量 (不燃ごみ埋立量)	t	16.3	12	135.8%	達成

廃棄物処理の課題

生ごみの減量

可燃ごみには消費期限・賞味期限切れなどの未利用食品や水分を多く含む食べ残しなどの生ごみが約4割含まれています。生ごみを減量するため、消費期限・賞味期限に対する認識・消費行動、生ごみ廃棄時の水切りなど、市民の行動を促すための普及啓発が必要です。

雑紙(ざつがみ)のリサイクル

可燃ごみには約5%の雑紙(ざつがみ)が含まれています。雑紙(ざつがみ)は、リサイクルできることを知らない市民が多く、分別がわかりにくいことから、ごみとして捨てられている割合が高いと考えられます。資源として回収するための仕組みや普及啓発について検討する必要があります。

容プラの分別

可燃ごみと不燃ごみに含まれているリサイクル可能な容器包装プラスチック(以下、「容プラ」といいます。)の中には、軽く水ですすぐなど、少しの手間をかければ資源として回収することができるものが含まれていることから、資源としての排出を促進するための普及啓発が必要です。

不燃ごみからの小型家電製品・金属の回収

不燃ごみに含まれている資源収集の対象品目である小型家電製品(拠点回収品目)や金属製のなべ・やかん・フライパンなどについては、資源物として排出されるよう、普及啓発や回収拠点の整備が必要です。また、小型家電製品(拠点回収品目以外)やその他金属については、選別・回収する方法について検討する必要があります。

レジ袋の取扱い

レジ袋の多くがごみ・資源を出す袋として有効利用されていますが、家庭ごみについて指定袋制度を導入した場合には、利用できなくなることからレジ袋削減のため、販売店に対して、レジ袋の有料化やポイントサービスの拡充などについて働きかける必要があります。

廃棄物処理の課題

集団回収

市民アンケート調査によると、資源物の集団回収については、「よくわからない」が32.2%を占めています。集団回収は、自治会などの地域団体と資源回収業者の民間取引であり、市の経費も分別収集に比べて安く抑えられる理想的なリサイクルのため、集団回収の認知と参加を高めるための施策について検討する必要があります。

拠点回収

市民アンケート調査によると、資源物の拠点回収については、「知っているが利用していない」が43.1%を占めています。市民の利便性と経費を考慮しながら、回収拠点の増加や回収品目の検討など、拠点回収の拡充について検討する必要があります。

集積所の維持・管理

市民アンケート調査によると、普段使っている集積所について感じていることについては、「特に問題ない」が39.3%ですが、一方で、「分別ルールを守らない人がいる」が30.1%、「カラスや猫による被害がある」が27.1%です。分別ルールの周知徹底や集積所の美化対策について検討する必要があります。

収集回数 (古紙、びん、容プラ・ペットボトル)

市民アンケート調査によると、収集回数については、「現状でよい」が最も多い点は共通ですが、古紙とびんは、「減らしてもよい」が「増やしてほしい」を上回り、容プラ・ペットボトルは、「増やしてほしい」が「減らしてもよい」を上回っています。これらの品目の収集頻度について検討する必要があります。

清掃・リサイクルに関する情報提供

市民アンケート調査によると、市の清掃・リサイクルに関する情報の取得方法については、紙媒体が多くなっています。市民のライフスタイルによって、使用する媒体は様々であることから、情報提供の手法については幅広く検討する必要があります。

家庭ごみ有料化

市民アンケート調査によると、家庭ごみの有料化の実施に対する考えについては、「実施すべきではない」(16.5%)と「理解はできるが、実施には抵抗がある」(42.7%)を合わせると約60%の人が有料化の実施に消極的でした。家庭ごみの有料化を導入する際には、市民に十分な説明をする必要があります。

戸別収集

市民アンケート調査によると、「賛成である」が29.2%、「反対である」が24.3%と賛否は拮抗していますが、「どちらともいえない」が40.6%と最も多くなっています。戸別収集を導入する際には、市民に十分な説明をする必要があります。

事業系ごみ

①処理方法

事業所アンケート調査によると、ごみの処理方法については「自社で直接、廃棄物処理業者に委託」が49.4%、「市の収集に出している」が45.3%と拮抗しています。事業系ごみの処理は自己処理責任が原則であるため、廃棄物処理業者への委託を促す施策が必要です。

②指定収集袋の使用

ごみ排出における指定収集袋の使用について「指定収集袋で出していない」と回答した事業所は、ごみが32.4%、資源が47.1%です。指定収集袋を使用しなければならない旨を周知徹底する必要があります。

基本理念

市民、事業者及び市が協働して

基本方針 1

リフューズ(断る)・リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)の推進

基本的な施策

- 3つのR*1の促進に関する普及啓発
- レジ袋の削減
- 生ごみの減量
- 製造・販売事業者への要請
- 家庭ごみ有料化の導入

市民の行動

- 買い物をするときにはマイバッグを持参し、レジ袋などの不要な包装を断ります。
- 食事は食べきり、ごみにならないようにします。
- 食品の消費期限や賞味期限をチェックし、ごみにならないように心がけます。
- 生ごみの水分を、なるべく少なくします。
- 簡易包装商品、詰め替え商品などを購入します。
- 不用になったものは必要な人に譲ります。
- 使い捨ての容器は使わないようにします。
- ものは大切に長く使います。

事業者の行動

- 製造者・販売者は、製造・販売した製品に最後まで責任を持ちます。
- 製造者は、長寿命製品の製造や修理体制の拡充に努めます。
- 販売者は、簡易包装を推進します。
- 販売者は、レジ袋の有料化などにより過剰包装の削減に取り組みます。
- 販売者は、消費者が製品の修理を出しやすいような体制を整備します。
- 飲食店は、小盛りメニューを用意するなど、食べ残しが少なくなるよう工夫します。
- 排出事業者は、「市民」に準じた役割を果たします。

基本方針 2

リサイクル(資源化)の推進

基本的な施策

- 分別の周知
- 資源回収の拡充
- 排出事業者への要請
- 販売事業者への要請
- 再生品の利用の促進
- 資源物採取防止

市民の行動

- 地域の集団回収に参加します。
- 販売店の店頭回収に協力します。
- 市の資源の集積所回収や拠点回収などに協力します。
- 再生資源を利用した製品を購入します。

事業者の行動

- 販売者は、店頭回収を積極的に行います。
- 販売者は、再生資源を利用した製品を積極的に販売します。
- 飲食店や食品販売者は、生ごみを飼料や肥料にするよう取り組みます。
- 事業活動から排出された資源の自主的なリサイクルに取り組みます。

ごみ分別辞典



小型家電回収ボックス



*1 3つのR：不用物になる前の対策である「リフューズ・リデュース・リユース」の3つを指します。

推進に向けた取組

4R^{*2}で目指す循環型社会形成の推進

基本方針3

適正処理の推進

基本的な施策

- 適正排出の推進
- 事業系ごみの適正排出の徹底
- 適正な収集体制の維持
- 処理困難物への対応
- 不法投棄対策
- 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備
- (仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の整備
- (仮称)新ごみ焼却施設の整備
- リサイクル施設の検討
- 最終処分量の削減
- 災害時の対応

市民の行動

- ごみ・資源の分別区分を守ります。
- ごみ・資源を出す日や時間など、ごみ出しルールを守ります。
- ごみ・資源の集積所を清潔に保ち、まちの美化に努めます。
- 集積所からの資源の持ち去りを防止するため、監視・通報に協力します。
- 地域での清掃活動に参加します。

事業者の行動

- 排出事業者は、自己処理原則に基づいて処理します。
- ごみ・資源の集積所に排出する事業者は、事業系一般廃棄物指定収集袋でごみを排出します。
- ごみ・資源の集積所に排出する事業者は、「市民」に準じた役割を果たします。

基本方針4

市民・事業者・市の協働

基本的な施策

- 普及啓発手法の活用
- 市民・事業者・市の双方向の情報交換
- 環境教育・学習の実施
- 国・都・他自治体などとの連携
- 市での率直的な取組

市民の行動

- 事業者及び市のごみ減量・資源化施策等に積極的に協力します。

事業者の行動

- 市民及び市のごみ減量・資源化施策等に積極的に協力します。

武蔵村山市ごみ分別アプリ



iPhone



Android



ごみ分別辞典でごみの分別方法が確認できるほか、収集日の確認やごみに関する情報のお知らせ、当日の収集品目を通知してくれます。

上記QRコードからダウンロードするか、「App Store」または「Google Play」からダウンロードしてください。



*2 4R：循環型社会形成の推進に必要な「リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル」の4つを指します。

本計画の指標

本計画の進捗を管理するため、目標指標とモニター指標を設定します。

目標指標とは、本計画において達成目標を定めている指標です。モニター指標とは、達成目標は定めていないが進捗状況を評価する指標です。

本計画では、目標指標とモニター指標を次のように設定します。

目標指標	指標1	排出物原単位 (g/人日)	総排出量*1 ÷ 年度末人口 ÷ 年間日数
	指標2	収集ごみ量原単位 (g/人日)	収集ごみ量*2 ÷ 年度末人口 ÷ 年間日数
	指標3	リサイクル率(資源化率) (エコセメントを含む) (%)	総資源化量 (エコセメントを含む) ÷ 総排出量 × 100
モニター指標	指標4	持込ごみ量 (t/年)	持込ごみ量
	指標5	リサイクル率(資源化率) (エコセメントを除く) (%)	総資源化量 (エコセメントを除く) ÷ 総排出量 × 100
	指標6	東京たま広域資源循環組合搬入量 (t/年)	東京たま広域資源循環組合への搬入量

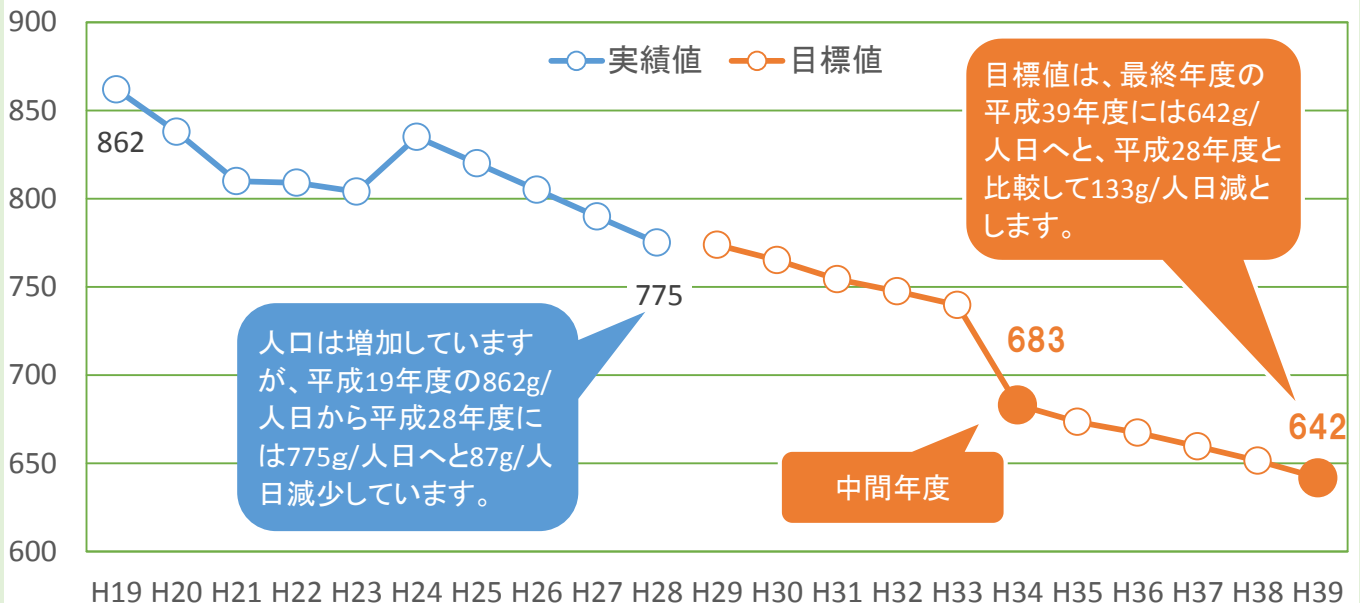
*1 総排出量 = 収集ごみ量 + 持込ごみ量 + 資源量 + 集回収量

*2 収集ごみ量 = 可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ

目標指標 1 排出物原単位

排出物原単位とは、市民 1 人 1 日当たりのごみ・資源の排出量で、リフューズ・リデュース・リユースの3つのRを推進することで減少します。この指標は、基本方針 1 の進捗を評価する指標になるため、目標値を定める指標とします。

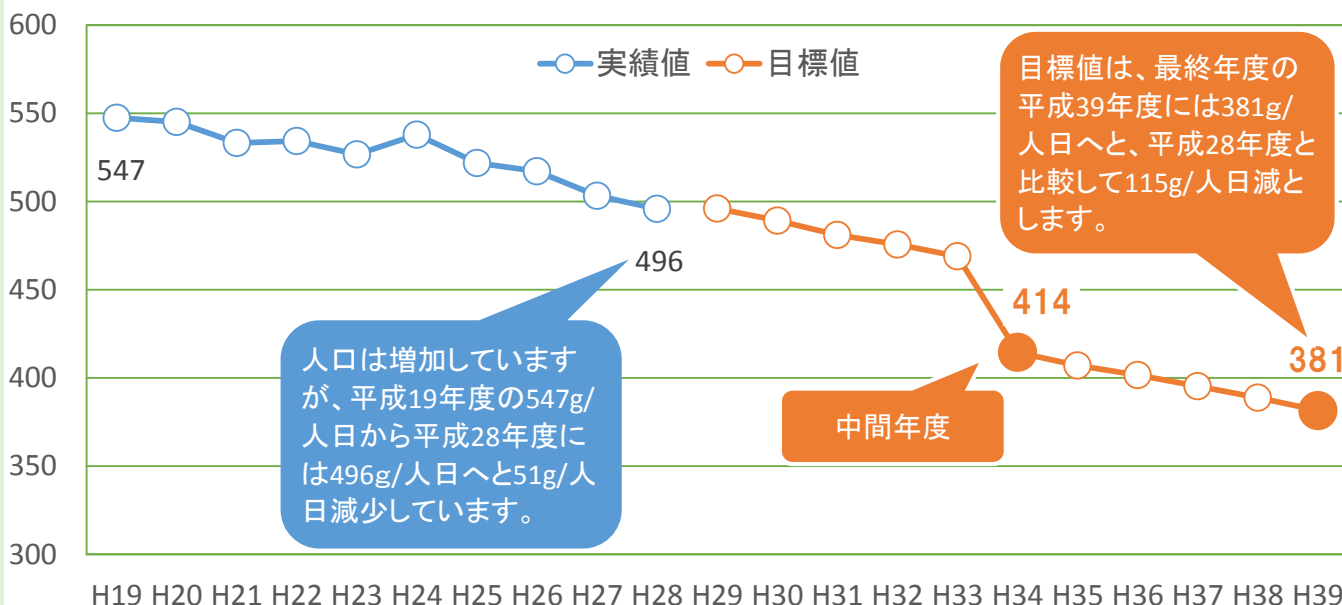
単位: g/人



目標指標 2 収集ごみ量原単位

リフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの4R全体の進捗状況を評価するためには、市民が排出する「ごみ量」に着目した指標が必要です。そのため、市民1人1日当たりの資源を除いた収集ごみ量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの合計量)とすることで、目標値を定める指標とします。

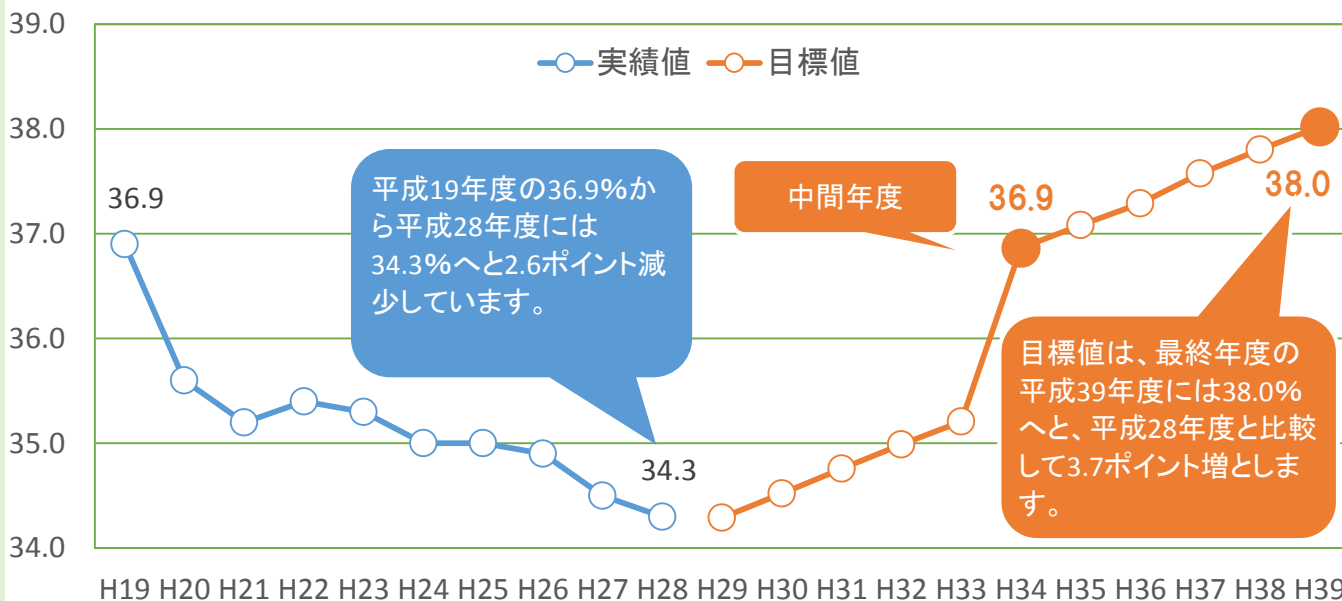
単位:g/人



目標指標 3 リサイクル率(資源化率)(エコセメントを含む)

リサイクル率(資源化率)(エコセメントを含む)は、リサイクルを推進することで増加するため、基本方針2の進捗を評価する指標になります。また、「武蔵村山市第四次長期総合計画後期基本計画」においてこの指標を採用しています。そのため、目標値を定める指標とします。

単位:%

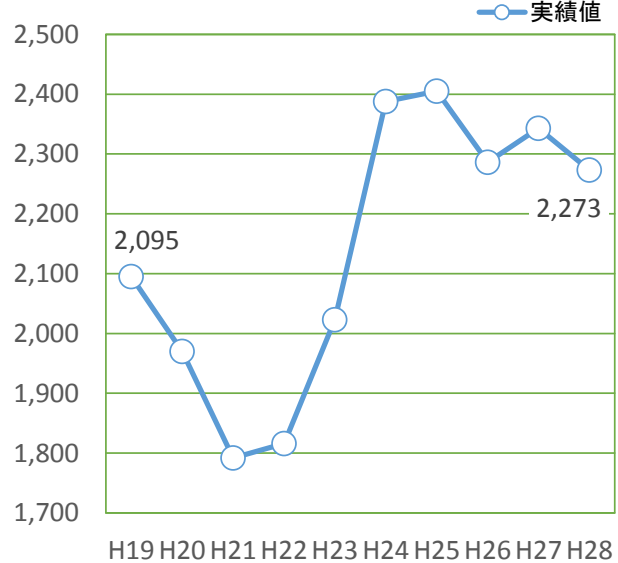


モニター指標

指標4 持込ごみ量

持込ごみ量は、施設への自己搬入や廃棄物処理業者に委託している排出事業者のごみ減量努力が進むと減ることになります。一方、事業系廃棄物の処理は自己処理が原則ですが、現在、市の収集に排出している排出事業者が、より望ましい処理方法である自己搬入や廃棄物処理業者への委託を進めることで、持込ごみ量は増えることになります。そのため、持込ごみ量は減少することが必ずしもよいこととは限らないため、本指標はモニター指標として進捗を管理します。

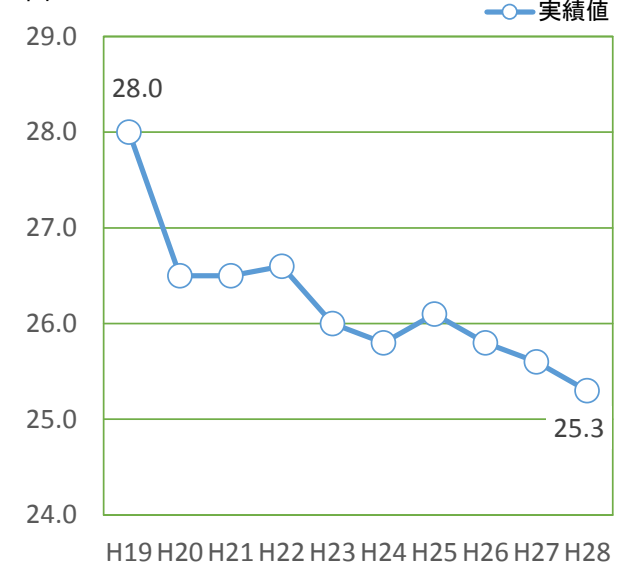
単位:t/年



指標5 リサイクル率(資源化率) (エコセメントを除く)

リサイクル率(資源化率)(エコセメントを除く)は、総排出量に占める資源化したものの割合で重要な指標ですが、指標3と本指標は同じ項目を評価する指標です。そのため、本指標はモニター指標として進捗を管理します。

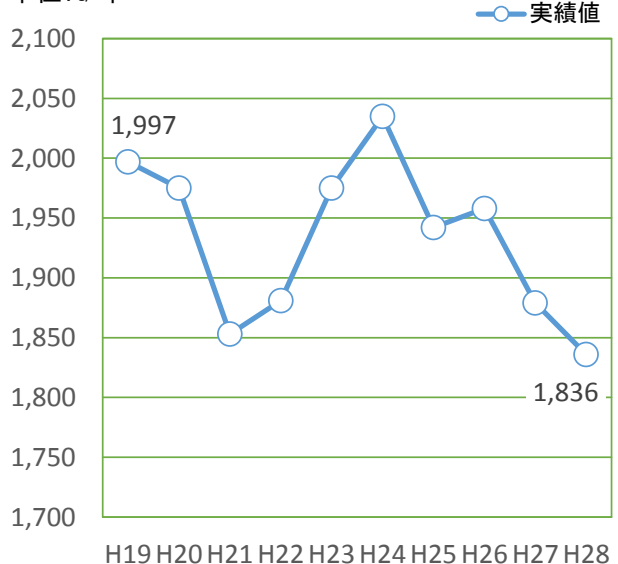
単位:%



指標6 東京たま広域資源循環組合 搬入量

東京たま広域資源循環組合への搬入量(焼却灰+不燃ごみ埋立量)は、収集ごみ量を減量することで減らすことができます。しかし、収集ごみ量の減量は指標2で評価しており、重複するため、本指標はモニター指標として進捗を管理します。

単位:t/年



生活排水処理基本計画

処理の現状

本市の下水道普及率はおおむね 100%ですが、一部の世帯及び事業所のし尿は、市の委託業者が収集し、湖南衛生組合で処理しています。浄化槽汚泥は、一般廃棄物処理業者が収集し、湖南衛生組合で処理を行っています。

計画の目標

本市では、下水道普及率がおおむね 100%に達しているため、下水道への接続を促進し、100%の水洗化を目指します。

基本的な施策

○下水道への接続の促進

下水道に接続していない世帯及び事業所については、下水道への接続を促進します。

○し尿処理の継続

仮設トイレ等のし尿は、引き続き、委託業者による収集と、湖南衛生組合における処理を継続します。

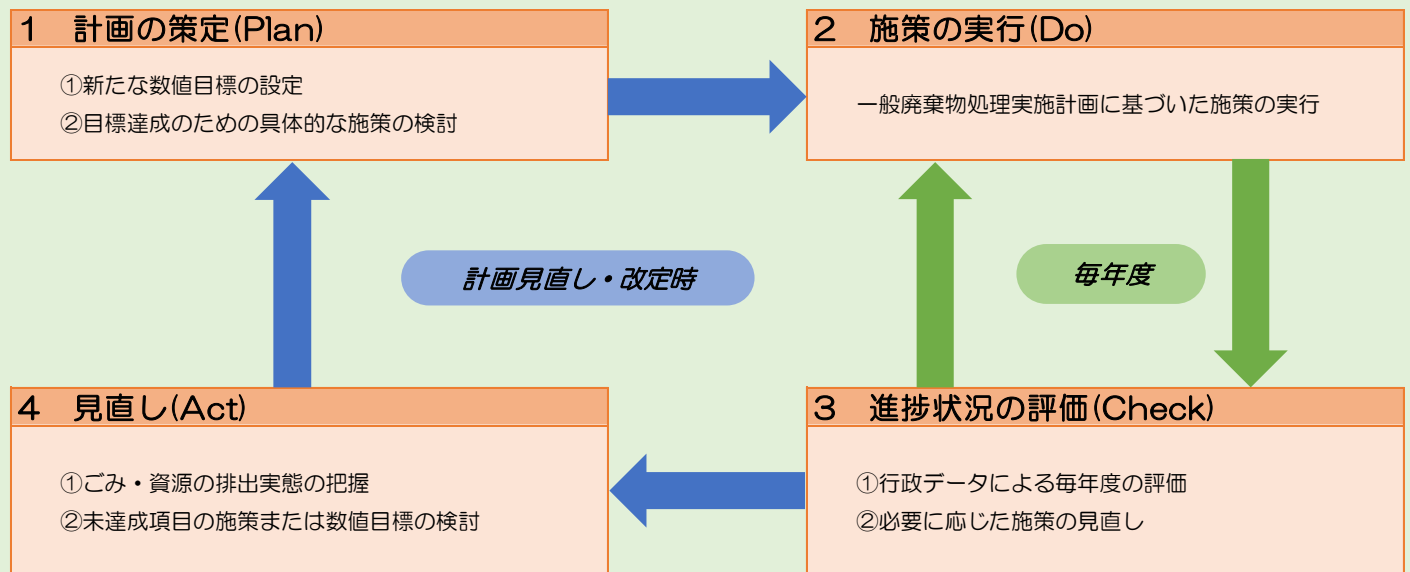
○災害時の対応

大規模災害時には、組立トイレ(マンホール用)の設置を行うほか、避難場所などに設置する仮設トイレ等のし尿を円滑に収集・処理するための体制を整備します。

計画の進行管理

PDCA サイクル

目標の達成状況を管理し、事業実施に反映するため、計画の策定(Plan)⇒施策の実行(Do)⇒進捗状況の評価(Check)⇒見直し(Act)というPDCAサイクルにより、毎年施策の達成状況を評価します。





武蔵村山市

武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画（概要版）

発行年月／平成30年1月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市協働推進部ごみ対策課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042 (565) 1111 (代表)



古紙/パルプ配合率80%再生紙を使用